

福山市教育委員会会議（第13回）議事日程

2023年（令和5年）3月17日
午後2時00分 於：教育委員室

| | | |
|---------|--|----|
| 日程第1 | 教育委員会会議録の承認について | |
| 日程第2 | 教育長報告 | 1 |
| | 令和5年3月定例市議会答弁報告 | 3 |
| | 事務局報告 | |
| | 1 史跡福山城跡整備基本計画【第2期】について | 28 |
| 日程第3 | 議第66号 臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出） | 29 |
| 日程第4 | 議第67号 福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について | 33 |
| 日程第5 | 議第68号 福山市公民館規則及び福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の廃止等について | 36 |
| 日程第6 | 議第69号 福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について | 39 |
| 日程第7 | 議第70号 福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について | 43 |
| 日程第8 | 議第71号 福山市立福山中・高等学校学則及び福山市立高等学校の授業料の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の一部改正について | 46 |
| * 日程第9 | 議第72号 福山市社会教育委員の解嘱及び委嘱について | |
| * 日程第10 | 議第73号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事） | |

*は非公開予定

教育長報告

| | | | |
|----|-----|---|--|
| 2月 | 15日 | 水 | 学校訪問（日吉台小，東小） |
| | 16日 | 木 | 文教経済員会 寄附受納式（広島県LPガス協会） |
| | 17日 | 金 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（新市小） 学校訪問（多治米小，向丘中） |
| | 18日 | 土 | |
| | 19日 | 日 | |
| | 20日 | 月 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（鞆の浦学園） 学校訪問（高島小，済美中，遺芳丘小，大成館中） 小中義務教育学校長研修（想青学園） |
| | 21日 | 火 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（春日小，城北中） 学校訪問（神辺中） |
| | 22日 | 水 | 学校訪問（坪生小） |
| | 23日 | 木 | |
| | 24日 | 金 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（引野小） 第14回中央教育審議会教育振興基本計画部会（リモート） |
| | 25日 | 土 | |
| | 26日 | 日 | |
| | 27日 | 月 | 本会議 福山学校元気大賞部門賞表彰（駅家西小） |
| | 28日 | 火 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（緑丘小） 学校訪問（一ツ橋中） |
| 3月 | 1日 | 水 | |
| | 2日 | 木 | 中学校長研修（福山市沼隈サンパル） |
| | 3日 | 金 | 小学校長研修（エフピコアリーナふくやま） 学校訪問（城北中） |
| | 4日 | 土 | |
| | 5日 | 日 | |
| | 6日 | 月 | 本会議 福山学校元気大賞表彰式 |
| | 7日 | 火 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（リモート・培遠中） 本会議 学校訪問（培遠中） |
| | 8日 | 水 | 本会議 |
| | 9日 | 木 | 本会議 学校訪問（広瀬学園，加茂中） |
| | 10日 | 金 | 文教経済員会 |
| | 11日 | 土 | |
| | 12日 | 日 | |
| | 13日 | 月 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（リモート・湯田小，千田小，駅家小） 予算特別委員会 |
| | 14日 | 火 | 予算特別委員会 |
| | 15日 | 水 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（リモート・常石ともに学園） 予算特別委員会 |
| | 16日 | 木 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（リモート・泉小） 予算特別委員会 |

| | | |
|-----|---|---|
| 17日 | 金 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（リモート・神辺中） 予算特別委員会 第13回教育委員会会議 |
|-----|---|---|

【代表質問】

- ・ 水曜会 連石 武則 議員
- ・ 公明党 生田 政代 議員
- ・ 誠友会 岡崎 正淳 議員
- ・ 新政クラブ 宮地 毅 議員
- ・ 市民連合 池上 文夫 議員

【一般質問】

- ・ 水曜会 木村 素子 議員
- ・ 無所属 石岡 久彌 議員
 三好 剛史 議員

※記載内容については、福山市議会の正式な記録ではありません。

| | | | | | | | |
|----|---|-----|------|-----|-----|----|-------|
| 順序 | 1 | 質問日 | 3月6日 | 会派名 | 水曜会 | 氏名 | 連石 武則 |
|----|---|-----|------|-----|-----|----|-------|

| 発 言 の 要 旨 | |
|-----------|---|
| 1 2 | 教育行政について |
| ① | 福山100NEN教育について |
| ② | 教育環境整備について |
| ア | 学習端末の活用状況について |
| イ | 小中学生のスマホの所持状況についての受け止め |
| ウ | スマホ所持によるゲームやSNSへの熱中についてなどのマイナス面の現状と対応について |
| ③ | 学校再編について |
| ア | 各再編校の保護者や地域の受け止め |
| イ | 再編後の教育の成果と課題 |
| ウ | 今後の取組 |
| ④ | 部活動の地域移行について |
| ⑤ | 学校図書館環境整備について |
| ア | 寄附の状況と整備後の成果について |
| イ | リストに示す図書や配備する備品類について |
| ウ | 蔵書の廃棄状況について |
| エ | 整備後の取組について |

〔教育長答弁〕

はじめに、福山100NEN教育の成果と課題についてです。

この間、子ども一人一人の能力や学ぶ過程が異なることを前提に、一斉・画一を求めてきた従来の学校の価値観・体制を問い直しながら、すべての子どもたちが、「学びが面白い！」と実感する「子ども主体の学び」づくりに取り組んできました。

今年度、主体的・対話的で深い学びの充実に向け、幼保小学びの接続カリキュラム開発、ICTを効果的に活用した学びづくり、分析データを活用した授業改善、学習センター機能を発揮する学校図書館モデル、地域とともにある学校づくりなど、本市の施策を具体的に研究・実践するパイロット校を指定し、その取組を全校に発信してきました。

また、授業研究を中心とした市内一斉研修では、子どもの学ぶ姿を中心に、教職員が協議を重ね、自身の授業に活かしています。

私自身も、日常的に学校に行き、実際に授業を見て、学びを促す教師の役割について校

長や授業者と一緒に考えてきました。

教職員アンケートでは、9割以上が「児童生徒の変化に応じ、柔軟な授業を実践している」と回答しています。

併せて、学校図書館環境整備、再編による新たな学校の開校など、多様な学びの場の整備も進めてきました。

また、全国に先駆け、校内フリースクール「きらりルーム」の設置、不登校児童生徒の学校復帰を目的とした2か所の「適応指導教室」の名称を変更し、校外フリースクール「かがやき」として整備・増設、児童生徒が主体的に考え・作り・守る生徒指導規程へ不断の見直しとホームページでの公開などに、取り組んできました。

校内フリースクールは、設置当初の8校から、現在、53校に広がり、利用する児童生徒からは、「安心して学習ができる」「学習の仕方を自分で決められるようになった」といった声があります。

教職員の働き方については、2018年度（平成30年度）に、学校における働き方改革取組方針、部活動方針を策定し、教職員が本来行う業務に専念できるよう、従来の研究体制や研修、報告・提出物等の削減、校務補助員等の増員、1人1台端末の配付による校務の情報化、留守番電話の設置など、スクラップ&ビルドの視点で改善に取り組んできました。

これまでの5年間で、時間外勤務時間が、月平均45時間以内の教職員は、小学校で68.6%から94.6%へ、中学校で40.4%から71.6%へ、「授業づくりを行う時間が確保されている」と感じる教職員は、小学校で59.6%から74.8%へ、中学校で38.8%から69.7%へと増えています。

こうした取組の成果は、第三次福山市教育振興基本計画の指標に基づく10月の中間評価において、「新しいことを知ったり問題を考えたりすることが楽しい」と回答した児童生徒の割合が小学校で88.9%、中学校で83.8%、「友達の考えを聞いたり話し合ったりすることが楽しい」と回答した割合がそれぞれ、91.3%、90.9%、「授業は、自分にあった教え方、教材等になっている」と回答した割合が、88.6%、84.9%と、子どもたちの意識に、現れてきています。

一方で、こうした学び方への意識や、学習意欲などの非認知能力の向上が、教科学力に十分つながっていないという課題があります。

そのような中でも、子ども一人一人の興味、関心、理解するスピード等を大切にしながら、日々の授業を中心とした教育活動に取り組むことで、非認知能力と教科学力がつながり、数値にも子どもたちの姿にも、変化が現れてきている学校が増えてきています。

引き続き、デジタルとリアルのバランスをとりながら、「学びが面白い」の更なる深化に向け、「子ども主体の学び」づくりに取り組んでまいります。

次に、学習端末の活用状況についてです。

今年度、教科等の特質に応じて学習を深める効果的な活用を目指し、パイロット校を指定し、文部科学省のアドバイザーの指導・助言を受けながら、研究・実践したことを全校に発信していきました。

また、授業での活用場面を具体的にイメージできるよう、スキルに応じた教職員研修や教科ごとの活用事例の作成・学校への提示に取り組んできました。

こうした取組を通して、各学校は、理科の実験を録画し、繰り返し視聴することで深く分析したり、関数や図形などの変化の様子をグラフに表し、特徴を考察したりするなど、教科等の特質に応じた活用場面を増やしています。

次に、小中学生のスマートフォンの所持状況についてです。

総務省が実施する「通信利用動向調査」では、全国のスマートフォンの保有率は、2019年（令和元年）から3年間で、6歳から12歳では37.2%、45.3%、42.9%、13歳から19歳では83.8%、93.1%、85.6%と、推移しています。

本市の状況は、把握していません。

スマートフォンなどのデジタル機器が社会生活や日常生活に浸透する中、子どもたちが、自ら考え判断し、様々な情報技術を正しく利用できる情報活用能力の育成が必要です。

各学校においては、発達段階に応じた情報モラル教育をカリキュラムに位置づけ、実施しているところです。

スマートフォンの利用によるトラブルでは、この間、SNSへの悪口の書き込みや他人の写真の無断投稿、ゲームでの課金による高額請求などの事案が、教育委員会や少年サポートセンターに報告・相談されています。

その都度、学校と連携して当該児童生徒に指導したり、必要に応じて警察と連携し、対応したりしています。

各学校は、警察や携帯電話会社などから専門家を招き、非行防止教室や安全教室を実施したり、入学説明会で、SNSの利用による危険性を説明したりするなど、繰り返し、児童生徒や保護者への啓発に努めています。

次に、学校再編についてです。

はじめに、各再編校の保護者や地域の受け止めについてです。

2020年度（令和2年度）に開校した遺芳丘小学校と駅家北小学校では、昨年3月に行ったアンケート調査結果で、9割以上の保護者が、子どもが学校生活を楽しく過ごしていると答え、お互いを尊重し、仲良くできている、友だちが増えて、良い刺激をたくさん受けているといった意見をいただいています。

地域では、登下校の見守りや地域学習などに協力いただく中で、子どもたちが元気に通学する姿や楽しそうに学んでいる姿から、元気をもらえる、子どもたちが地域に来て、地域のことを学んでくれて嬉しいといった声が寄せられています。

一方で、コロナ禍で、学校へ行く機会が減ったことから、学校や子どもたちの様子をもっと見たい、知りたいといった声がありました。

次に、今年度開校した想青学園と新市中央中学校についてです。

想青学園は、新教科SOSEI学で、内海・沼隈地域の多彩な地域資源を学習素材として、地域の協力のもと、探究学習に取り組んでいます。

また、コミュニティスクールを導入し、地域とともにある学校づくりを進めており、学校運営協議会の委員と協議しながら、学習内容の充実を図っているところです。

3学期からは新校舎での学校生活がスタートし、保護者や地域から、創造的な学習空間で、子どもたちが伸び伸びと学ぶ姿を見て嬉しかった義務教育学校ならではの教育効果に期待するといった声を聞いています。

新市中央中学校は、生徒が、企業から新サービスの開発等のミッションを受け、協働し

て解決策を提案するなど、課題解決学習に取り組んでいます。

保護者や地域からは、開校当初は緊張していたが、今は、授業や部活動、学校行事を通して、楽しい学校生活を送っている、再編後も、地域行事に参画するなど、地域のことを大切に思い、行動してくれているといった声を聞いています。

一方で、両校とも、保護者や地域に情報が十分届いていないという意見がありました。

学校の取組を分かりやすく伝え、理解を進める中で、教育活動に参画していただけるよう、取り組んでいきます。

次に、再編後の教育の成果と課題についてです。

子どもたちは、再編により目ざす姿である「多様性を認め合い、自ら考え、意欲的に学ぶ」ことに向け、地域の方々の温かい協力を得て、特色ある教育活動を行う中で、それぞれが努力し、着実に力をつけ、成長しています。

新しい環境になかなか馴染めない、友だち関係がうまくいかないといった子どももいますが、対話を大切にした個別の支援や仲間づくりを行っています。

各再編校は、多様な友だちと学び合える環境だからこそ、すべての子どもたちがもっている「やりたい」「知りたい」という思いをより一層大切にしながら、一人一人の内発的動機に基づいた非認知能力や学力の向上を追求していきます。

次に、今後の取組についてです。

今後は、これまでの取組を踏まえる中で、児童生徒数の将来推計、学校施設の状況、地域事情、義務教育学校や施設の複合化の可能性、国の動向等、様々な観点から検討し、「福山100NEN教育」がめざす学びを実現できるよう、取り組んでいく考えです。

次に、部活動についてです。

スポーツ庁と文化庁が策定したガイドラインでは、まず、休日における部活動について、環境整備を進め、段階的・計画的に地域移行に取り組むこととしています。

今年度、県教育委員会の「地域運動部活動推進事業」を受け、休日の部活動地域移行の検証モデルとして、2中学校の男子ソフトテニス部において、希望する教職員が兼職兼業を申請し、外部指導者として、学校外で合同練習を指導する、1中学校の女子ソフトテニス部が、競技団体から派遣された指導者の下、学校で練習を行うといった取組を進めています。

地域移行にあたっては、生徒の多様なニーズに応えられるよう、持続可能な取組にしていくことが必要です。

昨年10月に、市内全中学校の生徒・保護者・教職員を対象に、部活動地域移行に関するアンケートを実施しました。

その結果も踏まえ、運動部活動においては、スポーツ振興課や福山市スポーツ協会と、持続的な指導者派遣体制の構築や多様なスポーツ体験の機会の提供など今後の取組について協議しているところです。

教職員の働き方改革については、2018年(平成30年)に策定した「部活動の方針」に基づき、各学校は、週当たり2日以上以上の休養日、適正な数の部の設置、部活動指導員、外部指導員の活用などに取り組んでいます。

部活動の指導においては、負担感を持つ教職員だけでなく、意欲がある教職員もいることから、引き続き、教職員の声や勤務状況を把握し、取り組んでまいります。

次に、学校図書館環境整備についてです。

本市が取り組む「多様な学びの場の充実」の一環として、学校図書館が、児童生徒の知的好奇心や意欲を高める場となるよう、全国500か所以上の学校図書館、公立図書館等の整備実績がある赤木氏に監修を依頼し、学校図書館環境整備を進めています。

整備に当たっては、「子ども主体の学び」づくりの意義、整備の目的への御理解のもと御支援いただくことを趣旨に、市民・企業・団体からの寄附をお願いしました。

2018年度（平成30年度）から5年間でいただいた寄附は、個人6,848万1,005円、企業・団体3,253万1,284円、合計で、1億101万2,289円です。

多くの御寄附をいただき、感謝しています。

今年度までに80校の整備を終え、小学校で、利用者が2.1倍、貸出冊数が1.5倍に、中学校・義務教育学校で、それぞれ2.7倍、1.7倍に増加しています。

また、週1回以上学校図書館を利用する児童生徒は、小学校30.4%で、21.3%増え、中学校12.1%で、6.7%増えています。

子どもたちからは、「楽しい本がたくさんあり、いつも行きたくなる」「どの場所にどの種類の本があるか、分かりやすい」といった声があります。

次に、教育委員会が示す図書リストや配備する備品類についてです。

図書リストは、文学に偏っていた蔵書をバランスのよい構成になるよう、赤木氏と協議した上で教育委員会が作成し、各学校に送付しています。

「必備」とした図書は、本市が目指す学校図書館に備えた方がよいと判断したものです。

各学校では、司書教諭と図書館補助員が中心となり、リストを参考にしながら購入する図書を選択し、最終的に校長が決定しています。

リストには、赤木氏が、全国の学校図書館整備を行う中で、「このような図書があったらいい」と考え、著作・編集した著書も含まれています。

例えば、文章を読み理解することが苦手でも易しく読めるよう、写真や絵、短い文章で書かれたLLブックや、自然災害について分かりやすく説明した防災に関する紙芝居などです。

小学校の必備リスト663冊のうち58冊が、また、中学校660冊のうち9冊が該当しています。

赤木氏の支援をいただく中で、備品類では、図書の分類をイラストにしたシールを本の背表紙に貼り、イラストを拡大したパネルを書架に掲示することで、読みたい本を見つけやすくしています。

また、ソファやカーペット、親しみやすさを感じるぬいぐるみなどを配置し、落ち着いた雰囲気の中で読書ができ、今まで学校図書館に来ることがなかった児童生徒も、「入ってみよう」と思えるような空間にしています。

図書の廃棄は、県教育委員会が示す「学校図書館リニューアルの手引」の基準に則り、破損している図書や、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用することが適当でない図書などを対象に行っています。

昨年度までに環境整備を終えた学校で、これまで廃棄した冊数は、小学校41校で15万8,453冊、中学校・義務教育学校19校で9万6,598冊です。

次に、整備後の取組についてです。

各学校が主体的に「学びの場」としての図書館を充実させていくために、今年度、パイロット校において、学校図書館運営委員会を立ち上げ、授業における計画的な学校図書館の利活用や常時開館に向けた取組を進め、実践の過程や成果、課題を全校で共有してきました。

引き続き、パイロット校の実践を活用しながら児童生徒や教職員の声を踏まえた選書や各学校で工夫した学校図書館の充実に取り組んでまいります。

| | | | | | | | |
|----|---|-----|------|-----|-----|----|-------|
| 順序 | 2 | 質問日 | 3月6日 | 会派名 | 公明党 | 氏名 | 生田 政代 |
|----|---|-----|------|-----|-----|----|-------|

| 発 言 の 要 旨 | |
|-----------|----------------------|
| 9 | 福山100NEN教育の推進について |
| ① | 福山100NEN教育の成果と課題について |
| ア | 成果と課題 |
| イ | これからの目指す教育について |
| ② | 特色ある教育について |

〔教育長答弁〕

はじめに、福山100NEN教育の成果と課題についてです。

この間、子ども一人一人の能力や学ぶ過程が異なることを前提に、一斉・画一を求めてきた従来の学校の価値観・体制を問い直しながら、すべての子どもたちが、「学びが面白い！」と実感する「子ども主体の学び」づくりに取り組んできました。

今年度、主体的・対話的で深い学びの充実に向け、幼保小学びの接続カリキュラム開発、ICTを効果的に活用した学びづくり、分析データを活用した授業改善、学習センター機能を発揮する学校図書館モデル、地域とともにある学校づくりなど、本市の施策を具体的に研究・実践するパイロット校を指定し、その取組を全校に発信してきました。

また、授業研究を中心とした市内一斉研修では、子どもの学ぶ姿を中心に、教職員が協議を重ね、自身の授業に活かしています。

私自身も、日常的に学校に行き、実際に授業を見て、学びを促す教師の役割について校長や授業者と一緒に考えてきました。

教職員アンケートでは、9割以上が「児童生徒の変化に応じ、柔軟な授業を実践している」と回答しています。

併せて、学校図書館環境整備、再編による新たな学校の開校など、多様な学びの場の整備も進めてきました。

また、全国に先駆け、校内フリースクール「きらりルーム」の設置、不登校児童生徒の学校復帰を目的とした2か所の「適応指導教室」の名称を変更し、校外フリースクール「かがやき」として整備・増設、児童生徒が主体的に考え・作り・守る生徒指導規程へ不断の見直しとホームページでの公開などに、取り組んできました。

校内フリースクールは、設置当初の8校から、現在、53校に広がり、利用する児童生徒からは、「安心して学習ができる」「学習の仕方を自分で決められるようになった」といった声があります。

教職員の働き方については、2018年度（平成30年度）に、学校における働き方改革取組方針、部活動方針を策定し、教職員が本来行う業務に専念できるよう、従来の研究体制や研修、報告・提出物等の削減、校務補助員等の増員、1人1台端末の配付による校

務の情報化、留守番電話の設置など、スクラップ&ビルドの視点で改善に取り組んできました。

これまでの5年間で、時間外勤務時間が、月平均45時間以内の教職員は、小学校で68.6%から94.6%へ、中学校で40.4%から71.6%へ、「授業づくりを行う時間が確保されている」と感じる教職員は、小学校で59.6%から74.8%へ、中学校で38.8%から69.7%へと増えています。

こうした取組の成果は、第三次福山市教育振興基本計画の指標に基づく10月の中間評価において、「新しいことを知ったり問題を考えたりすることが楽しい」と回答した児童生徒の割合が小学校で88.9%、中学校で83.8%、「友達の考えを聞いたり話し合ったりすることが楽しい」と回答した割合がそれぞれ、91.3%、90.9%、「授業は、自分にあった教え方、教材等になっている」と回答した割合が、88.6%、84.9%と、子どもたちの意識に、現れてきています。

一方で、こうした学び方への意識や、学習意欲などの非認知能力の向上が、教科学力に十分つながっていないという課題があります。

そのような中でも、子ども一人一人の興味、関心、理解するスピード等を大切にしながら、日々の授業を中心とした教育活動に取り組むことで、非認知能力と教科学力がつながり、数値にも子どもたちの姿にも、変化が現れてきている学校が増えてきています。

次に、これからの目指す教育についてです。

この間、すべての学校の授業を、教師主導から子ども主体へと転換するために、大きく舵を切り、様々な施策に取り組んできました。

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字をとって「VUCA(ブーカ)」の時代とされています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響、ロシアのウクライナ侵略など国際情勢の不安定化という、まさに、予測困難な時代を象徴する事態が生じています。

変化の激しい時代を生きる力、21世紀型“スキル&倫理観”として、学び続ける力や他者と協働して問題解決する力、G r i t(グリット)と言われる「やり抜く力・粘る力」が子どもたちに必要です。

新年度、「自ら、共に、『鍛える』『支える』」ことを子どもたちも教職員も意識し、日々の授業を中心とした全教育活動に取り組んでまいります。

この間、教職員が「子どもは主体的に学ぶ」という認識を深めてきているからこそ、改めて、鍛えることの価値が分かり、一人一人の違いを認めながら子どもたちが伸びていくための支援ができると考えています。

次に、特色ある教育についてです。

今年度、想青学園、新市中央中学校、広瀬学園小学校・中学校、常石ともに学園の5校が開校しました。

想青学園は、新教科S O S E I学で、内海・沼隈地域の多彩な地域資源を学習素材として、探究学習に取り組んでいます。

また、コミュニティ・スクールを導入し、地域・家庭・学校が一体となって、教育活動の充実を図っているところです。

3学期からは、新校舎での学校生活が始まりました。

各教室以外に、子どもの興味を喚起する場、心落ち着ける場などがあり、校舎全体が多様に学べる場となっています。

先月、6年生が、「S O S E I ナイト」というイベントを企画・運営し、イルミネーションを施した新校舎に、地域・保護者の方を招待し、S O S E I 学で学んだことを発信しました。

約900人の方が訪れ、「それぞれの展示がわかりやすかった」「生き生きとプレゼンしている子どもたちの姿に感動した」といった声を聞いています。

新市中央中学校は、生徒が、企業から新サービスの開発等のミッションを受け、協働して解決策を提案するなど、課題解決学習に取り組んでいます。

また、地元企業の出前授業等、社会に触れる体験は、働くことの意義や自分の将来について考える機会となっています。

すべての教育活動の中で、問題意識をもち、自ら考え表現する場を大切にしてきたことにより、自己表現力が向上し、学ぶ意欲が高まっています。

保護者や地域からも、日々の授業や部活動、学校行事を通して、楽しい学校生活を送っている、再編後も、地域行事に参画するなど、地域のことを大切に思い、行動しているといった声を聞いています。

広瀬学園小学校・中学校は、施設一体型の小・中学校です。

大きな集団で学ぶことが難しい子どもたちに、少人数の学級で、一人一人のペースを尊重しながら、各教科の基礎基本の確実な習得を図っています。

新教科「広瀬タイム」では、広瀬地域の豊かな自然環境を教材に、栽培・ものづくり・観察・実験、調査など、体験的に学習しています。

小学1年生から中学1年生までは、異年齢集団で学ぶ「ひろせDASH!村プロジェクト」に取り組んでいます。

地域の方にも喜んでもらう場所になるよう、花や野菜を栽培し、算数や技術で学習した知識を使いながら、小屋や遊具を作っています。

豊かな自然の中で、小学生と中学生と一緒に伸び伸びと学んでいます。

地域・保護者の支援をいただきながら、コミュニティ・スクール導入に向けた準備も進んでいます。

常石ともに学園は、異年齢集団で教育活動を行うイエナプラン教育校です。

各教科を学ぶ「ブロックアワー」では、一人一人の学ぶペース・学び方を大事にし、子どもの様子を見ながら、つまづきを取り上げて、対話的・体験的に学ぶ場を組み合わせています。

自分よりも下の学年の内容を学び直したり、上の学年の内容に興味をもったりして取り組んだりする姿が見られています。

総合的に学ぶ「ワールドオリエンテーション」では、気温などの気象情報と植物などの環境情報を毎日観察して関係性を調べたり、地域の歴史・環境などを調査し、紹介したい情報を動画に編集したりするなど、教科で学んだ知識を活用しながら探究しています。

今年度の全国学力・学習状況調査において、「自分にはよいところがある」「自分で決めたことはやり遂げる」「人の役に立つ人間になりたい」など、非認知能力に関する質問、12項目中8項目で、肯定的回答が100%となっています。

子どもたちは、常石ともに学園がめざす「自立・共生・自己実現」に向けて、自らの成長を実感しながら、ともに学んでいます。

| | | | | | | | |
|----|---|-----|------|-----|-----|----|-------|
| 順序 | 3 | 質問日 | 3月7日 | 会派名 | 誠友会 | 氏名 | 岡崎 正淳 |
|----|---|-----|------|-----|-----|----|-------|

| 発 言 の 要 旨 |
|----------------------------|
| 15 教育行政について |
| ① 小中一貫教育をさらに進展させるための施策について |
| ② 多くの教育施策の実践に対する受け止めについて |
| ③ 新年度の学びの変革に対する思いについて |

[教育長答弁]

福山100NEN教育の新年度の取組についてです。

始めに、小中一貫教育をさらに進展させるための施策についてです。

各中学校区では、義務教育9年間で育成する21世紀型“スキル&倫理観”を明確にし、各教科等や学年の内容を関連させたカリキュラムを編成・実施しています。

中学校区研修を計画的に行い、授業交流や教職員の協議を通して、授業改善や教育活動の充実に取り組んでいます。

小中一貫教育を進める中で、改めて、小学校低学年段階では目立たない学力差が、学年が上がるにつれて顕著になり、中学校の授業についていけない、内容が理解できていない状況が見られました。

認知科学の研究により、言葉の知識や数・量・形などについて、就学前や低学年段階で遊びや体験を通して習得したり意味を推論したりする場や機会の差が、その後の学力に大きく影響することが分かってきています。

そうした中、国及び県においても、幼保小連携の充実が掲げられ、今年度、本市も就学前の自発的・創造的な遊びや体験を通じた学びを基盤に、すべての子どもたちが自己を發揮し成長することを目的に、小学校を単位とした就学前と学校教育の連携・接続の仕組みをつくりました。

幼保小連携教育の目的を踏まえ、中学校も加わり、幼保小中連携に発展させている校区もあります。

小中一貫教育の更なる進展に向けては、幼保小連携の取組を通して、子どもたちの言葉や数への理解を深め、小学校高学年、中学校へとつなげていくことが重要であると考えています。

また、全市立学校の小4から中3に実施している「学力の伸びを把握する調査」結果を活用し、小学校から中学校へ、子ども一人一人の学力、学習意欲等の非認知能力の伸び・変化を見ていきます。

そのために、新年度も、分析データを活用した授業改善実践校、幼保小学びの接続カリキュラム開発校を指定し、小中をつなぐ結果分析の方法や幼保小中連携の成果等を全校に発信していきます。

次に、多くの教育施策の実践に対する受け止めについてです。

この間、子ども一人一人の能力や学ぶ過程が異なることを前提に、一斉・画一を求めてきた従来の学校の価値観・体制を問い直しながら、すべての子どもたちが、「学びが面白い！」と実感する「子ども主体の学び」づくりに取り組んできました。

今年度、主体的・対話的で深い学びの充実に向け、幼保小学びの接続カリキュラム開発、ICTを効果的に活用した学びづくり、分析データを活用した授業改善、学習センター機能を発揮する学校図書館モデル、地域とともにある学校づくりなど、本市の施策を具体的に研究・実践するパイロット校を指定し、その取組を全校に発信してきました。

また、授業研究を中心とした市内一斉研修では、子どもの学ぶ姿を中心に、教職員が協議を重ね、自身の授業に活かしています。

私自身も、日常的に学校に行き、実際に授業を見て、学びを促す教師の役割について校長や授業者と一緒に考えてきました。

教職員アンケートでは、9割以上が「児童生徒の変化に応じ、柔軟な授業を実践している」と回答しています。

併せて、学校図書館環境整備、再編による新たな学校の開校など、多様な学びの場の整備も進めてきました。

また、全国に先駆け、校内フリースクール「きらりルーム」の設置、不登校児童生徒の学校復帰を目的とした2か所の「適応指導教室」の名称を変更し、校外フリースクール「かがやき」として整備・増設、児童生徒が主体的に考え・作り・守る生徒指導規程への不断の見直しとホームページでの公開など、に取り組んできました。

校内フリースクールは、設置当初の8校から、現在、53校に広がり、利用する児童生徒からは、「安心して学習ができる」「学習の仕方を自分で決められるようになった」といった声があります。

教職員の働き方については、2018年度（平成30年度）に、学校における働き方改革取組方針、部活動方針を策定し、教職員が本来行う業務に専念できるよう、従来の研究体制や研修、報告・提出物等の削減、校務補助員等の増員、1人1台端末の配付による校務の情報化、留守番電話の設置など、スクラップ&ビルドの視点で改善に取り組んできました。

これまでの5年間で、時間外勤務時間が、月平均45時間以内の教職員は、小学校で88.6%から94.6%へ、中学校で40.4%から71.6%へ、「授業づくりを行う時間が確保されている」と感じる教職員は、小学校で59.6%から74.8%へ、中学校で38.8%から69.7%へと増えています。

こうした取組の成果は、第三次福山市教育振興基本計画の指標に基づく10月の中間評価において、「新しいことを知ったり問題を考えたりすることが楽しい」と回答した児童生徒の割合が小学校で88.9%、中学校で83.8%、「友達の考えを聞いたり話し合ったりすることが楽しい」と回答した割合がそれぞれ、91.3%、90.9%、「授業は、自分にあった教え方、教材等になっている」と回答した割合が、88.6%、84.9%と、子どもたちの意識に、現れてきています。

一方で、こうした学び方への意識や、学習意欲などの非認知能力の向上が、教科学力に十分つながっていないという課題があります。

そのような中でも、子ども一人一人の興味、関心、理解するスピード等を大切にしながら、日々の授業を中心とした教育活動に取り組むことで、非認知能力と教科学力がつながり、数値にも子どもたちの姿にも、変化が現れてきている学校が増えてきています。

次に、新年度の学びの変革に対する思いについてです。

この間、すべての学校の授業を、教師主導から子ども主体へと転換するために、大きく舵を切り、様々な施策に取り組んできました。

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字をとって「VUCA(ブーカ)」の時代と言われています。

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響、ロシアのウクライナ侵略など国際情勢の不安定化という、まさに、予測困難な時代を象徴する事態が生じています。

変化の激しい時代を生きる力、21世紀型“スキル&倫理観”として、学び続ける力や他者と協働して問題解決する力、G r i t (グリット)と言われる「やり抜く力・粘る力」が子どもたちに必要です。

新年度、「自ら、共に、『鍛える』『支える』」ことを子どもたちも教職員も意識し、日々の授業を中心とした全教育活動に取り組んでまいります。

この間、「子どもは主体的に学ぶ」という認識を教職員が深めてきているからこそ、改めて、鍛えることの価値が分かり、一人一人の違いを認めながら子どもたちが伸びていくための支援ができると考えています。

| | | | | | | | |
|----|---|-----|------|-----|-------|----|------|
| 順序 | 4 | 質問日 | 3月7日 | 会派名 | 新政クラブ | 氏名 | 宮地 毅 |
|----|---|-----|------|-----|-------|----|------|

| 発 言 の 要 旨 | |
|-----------|----------------------|
| 9 | 教育行政について |
| ① | 子どもの読書活動推進について |
| ア | 全国学力調査の分析について |
| イ | アウトプットを充実させた授業について |
| ② | 学習端末について |
| ア | 成果と課題，今後の対応について |
| イ | 将来ビジョンについて |
| ③ | ヤングケアラーの実態調査 |
| ア | 現状の把握 |
| イ | ヤングケアラーに対する考え方や今後の取組 |

〔教育長答弁〕

始めに，子どもの読書活動推進についてです。

今年度の全国学力・学習状況調査の結果を設問別にみると，正答率が50%未満であった設問の約4割が記述式の問題でした。

記述式問題にかかわらず，長い問題文を読み，その内容を正しく理解することができていない状況が全国的に見られます。

読解力の向上に向け，文部科学省は，読解力を支える語彙力の強化，文章を読むプロセスに着目した学習の充実，情報活用に関する指導の充実などを示しています。

認知科学から見る「読解力」は，語彙力とともに，自分で持っている知識と文章の情報を織り交ぜて解釈する推論力であるとされています。

今年度，幼保小学びの接続カリキュラム開発校において，子どもたちが，壁に貼られたカレンダーを見て言葉や数に興味を持ったり，書いてあることを動作化して言葉の意味を考えたりする姿などから，体験的に言葉と数を獲得していく過程を授業等に活かすとともに，その取組を全校に発信しています。

小学校高学年，中学校においては，各教科等の特色に応じて，比較や分類など，情報の整理の仕方について学習しています。

また，学校図書館においては，多様な分野のデータや資料・図・写真などから言葉や数に触れ，興味・関心を深めることができるよう，自然科学や社会科学，文学など，バランスのとれた蔵書の整備・充実を進めているところです。

次に，アウトプットを充実させた授業についてです。

各学校は，学校図書館等で選んだ本を読み，分かったことや考えたことを帯やポップに

書いて学校図書館補助員等にプレゼンテーションする、総合的な学習の時間で調べたり学んだりしたことを新聞や図鑑としてまとめ、地域に発表するなど、様々な分野の本から情報を取り出したり考えを形成したりしながら表現する学習をカリキュラムに位置付け、実施しています。

また、企業が提示する課題について、資料や図鑑等から情報を取り出しながらグループで解決策を話し合い、企画案をプレゼンテーションする「企業探究学習」に取り組んでいる学校もあります。

企業の担当者から厳しい指摘を受け、改めて資料を探したり、表現の仕方や言葉の選び方を見直したりするなど、実社会に活かせる表現等を学んでいます。

課題としては、児童生徒の目的意識、相手意識を醸成するための手立てや場の設定が十分でなく、「伝えたい」という意欲が十分に発揮されていない状況があることです。

読書感想文コンクールや統計グラフコンクール、全国ディベート選手権等、子どもたちが、興味があることに主体的に取り組めるよう学校に紹介していくとともに、オンラインも活用しながら、表現の場を広げていくよう取り組んでまいります。

次に、学習端末についてです。

本市では、子どもたちがICTの善き使い手となることを目指す「デジタルシティズンシップ」教育の考えに基づき、児童生徒が、文房具のような感覚で端末を使用し、興味のあることに触れ、新たな学びのきっかけにしたり、学習速度や習得度に応じた学習を進めたりできるよう日常的な活用に取り組んできました。

各学校では、日々の授業を中心に、写真や動画資料などの提示、カメラ機能を使った学習の記録、意見の集約・共有、オンラインを使った課題のやりとりなど、発達段階に応じた活用を工夫しています。

今年度は、教科等の特質に応じて学習を深める効果的な活用を目指し、パイロット校を指定し、文部科学省のアドバイザーの指導・助言を受けながら、研究・実践したことを全校に発信していきました。

また、授業での活用場面を具体的にイメージできるよう、スキルに応じた教職員研修を実施したり、教科ごとの活用事例を作成し、各学校へ発信したりしてきました。

こうした取組を通して、各学校は、理科の実験を録画し、繰り返し視聴することで深く分析したり、関数や図形などの変化の様子をグラフに表し、特徴を考察したりするなど、教科等の特質に応じた活用場面を増やしています。

また、学校通信等の配付、不登校児童生徒等への授業配信や面談、社会見学、企業訪問など、家庭や地域等と学校をつなぐツールとしても活用しています。

全国学力・学習状況調査の意識調査において、「学校の中で、学習端末を使うことは勉強の役に立つと思う」と回答した割合は、小学校94.8%、中学校93.1%であり、引き続き、効果的、効率的な活用ができるよう取り組んでいきます。

課題としては、児童生徒が、学習に関係ないゲームや動画視聴をしているという相談が、今年度、2月末までに約20件あり、フィルタリングなどの対応をしています。

各学校では、発達段階に応じた情報モラル教育をカリキュラムに位置づけ、計画的に実施するとともに、学習端末の活用ルールをホームページに掲載し、保護者等と共有しながら、自ら考え正しく利用できる情報活用能力の育成に努めているところです。

学習端末の活用による健康面への影響も含め、全体への指導と、必要に応じた個別の指導・対応を継続してまいります。

次に、将来的なビジョンについてです。

すべての児童生徒に学習端末を配付したから、それだけで、公平な学習機会が提供され、個別最適な学びが進むわけではありません。

学習において、デジタルは、不公平を公平に変える切り札にはならないと言われております。

デジタル機器が社会生活や日常生活に浸透する中、すべての子どもたちが、豊かなテクノロジーの使い手になるために、授業はもとより、生活の中でも、リアルとデジタルをバランスよく組み合わせながら活用できるよう取り組んでまいります。

次に、ヤングケアラーの現状と今後の取組についてです。

各学校は、昨年10月末までに、全児童生徒に対し、いじめ等アンケートを実施し、その中で、「家の生活で困っていることや悩んでいること」について調査しました。

調査に際し、ヤングケアラーとは何かを理解して答えられるよう、教職員が研修した後、児童生徒に、資料や動画を用いて説明しています。

学校からの調査報告をもとに、教育委員会は、困っていることがあると答えた児童生徒の生活への影響や願いなどを聞き取りました。

児童生徒の状況を子ども家庭総合支援拠点と共有し、子どもらしい生活ができているか検討・協議した結果、支援を必要とするヤングケアラーは、昨年12月末時点で、51人であると確認しています。

ヤングケアラーの児童生徒を、取り残すことなく把握するためには、教職員が、ヤングケアラーへの理解を深め、児童生徒の変化を見逃さないこと、児童生徒自身が、ヤングケアラーであることを認識できること、悩みを相談できる窓口を知っていることなどが重要です。

引き続き、早期発見のためには、学校が重要な役割を果たすという認識に立ち、教育委員会は、ヤングケアラーへの理解が深まる資料の作成・配付や研修を実施していきます。

また、児童生徒の状況に応じた適切な支援につなげていくため、関係課との情報共有及び協議を進めてまいります。

| | | | | | | | |
|----|---|-----|------|-----|------|----|-------|
| 順序 | 5 | 質問日 | 3月8日 | 会派名 | 市民連合 | 氏名 | 池上 文夫 |
|----|---|-----|------|-----|------|----|-------|

| 発 言 の 要 旨 | |
|-----------|--------------------|
| 5 | 学校給食の無償化について |
| 8 | 学校図書館環境整備事業 |
| ① | 4年間の成果と課題、寄せられた感想等 |
| ② | 事業の財源について |
| ③ | 蔵書の減少率 |
| ④ | 蔵書減少の冊数と金額 |
| ⑤ | 監修業務委託費用の具体 |
| 9 | 小中高等学校における防災教育 |
| ① | 学校における防災教育の現状 |
| ② | 避難計画策定、避難訓練の実施状況 |
| ③ | 学区自主防災組織との連携 |

〔教育長答弁〕

学校給食の無償化についてです。

これまで給食費の無償化は、規模の小さな自治体を中心に少子化対策などを目的として取り組まれていましたが、近年では、コロナ禍や物価高騰を背景に、規模の大きな自治体でも、子育て世帯への支援として取り組まれているものと認識しています。

本市においては、これまで給食費に係る保護者の負担を増やさないよう対応してきたところであり、新年度予算においても、食材の価格高騰に伴う学校給食運営費負担金を計上しているところです。

また、本市で無償化を導入した場合、現在無償化を行っている自治体と比べても、多額の財源が、将来にわたり継続的に必要となります。

こうしたことから、給食費の無償化は、現時点では難しいと考えています。

引き続き、国、県、他自治体の動向を注視してまいります。

次に、学校図書館環境整備についてです。

今年度までに80校の整備を終え、小学校で、利用者が2.1倍、貸出冊数が1.5倍に、中学校・義務教育学校で、それぞれ2.7倍、1.7倍に増加しています。

また、週1回以上学校図書館を利用する児童生徒は、小学校30.4%で、21.3ポイント増え、中学校12.1%で、6.7ポイント増えています。

子どもたちからは、「楽しい本がたくさんあり、いつも行きたくなる」教職員からは、「『読みたい本がない』』と言っていた子どもが、楽しそうに本を選んでいる」保護者からは、「すばらしい図書館だから、もっと子どもたちに使ってもらいたい」という声があります。

次に、財源である寄附金についてです。

整備事業開始前にも、多くの市民、企業・団体の皆様から、図書を購入するための寄附や、直接、学校へ図書の寄附をいただいていた。

事業開始後は、改めて、学校図書館整備の目的を御理解いただき、子どもたちを応援していただくということを趣旨に、寄附をお願いしてきました。

整備した学校図書館には、寄附者への感謝のプレートを設置し、子どもたちに多くの方が応援してくださっていることを伝えています。

事業の期間については、1校あたりの整備に要する日数を基に設定しています。

整備は、学校図書館の視察、学校の特色や子どもたちの興味・関心等の聞き取り、必要な書架数の算出、全体のコーディネート等、計画・準備も含め、1校あたり、約2ヵ月で行い、複数校を並行して進めています。

次に、図書の充足率についてです。

充足率は、国が1993年（平成5年）に学級数を基に示している標準蔵書冊数から計算しています。

本事業の開始前、学校図書の充実、蔵書を増やすことであるという考えから、教育委員会が、各学校に充足率の確保を求めてきた経緯があります。

各学校は、充足率を下げないために、内容が古くなった図書や、子どもたちが手にとらない図書も、配置している状況がありました。

また、学級数が増えれば標準蔵書冊数も増えることから、特別支援学級数が増加傾向にあることを踏まえ、破損している図書も廃棄することなく、空き教室等に保管し、充足率を確保していた学校もありました。

2016年度（平成28年度）に、文部科学省が示した「学校図書館ガイドライン」では、全国的に同様の状況が見られるとして、図書の廃棄・更新を組織的・計画的に行うこととしています。

充足率の低下は、教育委員会において、学校図書充実の意義を改めて見直し、図書の廃棄・更新も含めた学校図書館整備を進めてきた結果だと捉えています。

廃棄・更新は、県教育委員会が示す「学校図書館リニューアルの手引」の基準に則り行っており、各学校の廃棄冊数や整備後の充足率は、整備前の状況に応じて異なっています。

次に、減少した蔵書数と金額についてです。

その年の整備計画に含まれない学校においても、学校図書充実の観点から、図書の廃棄・更新を行ってきました。

蔵書の数字は、廃棄冊数に比べ、新たに整備した図書数が少ないという現状を表していると捉えています。

3年間で減少となった総合計図書冊数は47万1973冊です。

今後、各校の充足率にも着目しながら、貸出しの状況や教職員の意見等を聞き取り、図書の充実に努めてまいります。

減少した蔵書の金額は、把握していません。

次に、監修業務委託費用についてです。

委託料は、市の一般職員に対する規定に基づき、交通費、宿泊費、日当を算出し、教育委員会の規定による専門知識を有する講師等の報償費に準じて設定しています。

2020年度（令和2年度）及び2021年度（令和3年度）それぞれの内訳は、整備作業に350万円と319万円、視察、打ち合わせに112万円と86万円、学校図書館補助員等研修に37万円と94万円、合計で、両年度とも、499万円です。

次に、学校における防災教育についてです。

各学校は、毎年度4月に、学校安全計画を作成し、防災教育に取り組んでいます。

その内容には、各教科や学校行事などの安全に関する学習が位置づけられています。

家庭や地域と連携した学習として、県が推進する「一斉防災教室」「一斉防災訓練」の実施、「ひろしまマイ・タイムライン」を活用した自分や家族を守る防災行動計画の作成、危険箇所や緊急避難場所を示すマップの作成などがあり、計画的に取り組んでいます。

次に、避難計画の策定、避難訓練の実施状況についてです。

各学校は、学校安全計画に基づき、避難訓練計画を作成し、災害や不審者等を想定した訓練を年2回以上行っています。

災害を想定した訓練は、地震、津波、洪水、土砂災害など、地域の災害リスクや過去の災害状況を踏まえ、実施しています。

また、予告なしの訓練や休憩時間の訓練を行い、児童生徒一人一人が、自分で考えて行動できる力を育んでいます。

課題として、登下校時における災害の発生など、学校生活の様々な場面を想定した訓練を進めていく必要があります。

次に、学区自主防災組織との連携についてです。

昨年11月に行われた福山市総合防災訓練では、30以上の市立学校が会場となり、教職員や児童生徒が、自主的に参加し、安否確認や救出の訓練などを行いました。

また、学校に、学区自主防災組織の方を講師に招き、地域で起こりうる災害、危険箇所、緊急避難場所、避難経路などについて学習しています。

引き続き、家庭や地域と連携を図りながら、児童生徒が防災の知識を身に付け、命を守り抜くために、自ら考え、判断し、行動する力や態度を育むよう取り組んでいきます。

| | | | | | | | |
|----|---|-----|------|-----|-----|----|-------|
| 順序 | 6 | 質問日 | 3月8日 | 会派名 | 水曜会 | 氏名 | 木村 素子 |
|----|---|-----|------|-----|-----|----|-------|

| 発 言 の 要 旨 | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 教育行政について |
| ① | 不登校児童生徒の支援 |
| ア | 不登校児童生徒への指導の留意点と取組 |
| イ | かがやきに通うことができない児童生徒への取組 |
| ウ | きらりルームが設置されていない学校やかがやきと連携を取るまでの学校での取組 |
| ② | 特別支援学級児童生徒の指導 |
| ③ | 通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒の支援 |
| ④ | 学校ばら花壇整備について |
| ア | 事業の内容とスケジュール |
| イ | 地域のばら花壇整備との関わりについて |

[教育長答弁]

始めに、不登校児童生徒への取組についてです。

不登校の背景には、本人、家庭、学校にかかわる様々な要因が複雑に絡み合っており、その状況は一人一人異なるため、アセスメントに基づく計画的な支援が重要です。

校内フリースクール「きらりルーム」や校外フリースクール「かがやき」では、複数の職員で、児童生徒の言動、家庭環境などの情報を収集、共有し、面談などで把握した本人及び保護者の思いや願いを踏まえ、支援計画を作成しています。

そして、「困ったとき、意思表示できる」「毎日10分、アプリで学習する」など、マイルステップで目標をもって取り組んでいる状況を見ながら、随時、計画を修正しています。

また、「かがやき」では、児童生徒が利用を始める際に、在籍校と、本人や家庭の状況などについて、情報共有しています。

そして、毎月、在籍校へ通室日数や、生活、学習などの様子を連絡したり、在籍校の教職員が「かがやき」を訪問し児童生徒の活動の様子を把握したりしています。

「かがやき」に通うことができない児童生徒には、本人や保護者の思いを聞き、一人で過ごせる場所の確保、短時間での通室など、環境を整備することで通室を促したり、「かがやき」にこだわらず、支援計画を再検討したりしています。

次に、「きらりルーム」未設置の学校や「かがやき」と連携を取るまでの学校の取組についてです。

「きらりルーム」設置校に限らず、各学校では、不登校委員会などで情報共有しながら、

教職員やスクールカウンセラーによる面談，オンラインを活用した学習支援，スクールソーシャルワーカーによる福祉関係機関との連携などに取り組んでいます。

また，校内フリースクールは，設置当初の8校から，現在，53校に増え，学校での支援の取組が広がっています。

次に，特別支援学級児童生徒の指導についてです。

アセスメントに基づく指導支援実践事業の対象を自閉症・情緒障がい特別支援学級とした理由についてです。

本市では，特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増えています。

中でも，自閉症・情緒障がい特別支援学級は山野小・中学校，福山中学校を除き，全ての小中学校，義務教育学校に設置しています。

在籍する児童生徒数は，今年度1,562人で5年前から546人増加しており，他の種別の特別支援学級と比べ，最も多くなっています。

これらの実態を踏まえ，本事業の対象を自閉症・情緒障がい特別支援学級とし，個に応じた支援の専門性の向上が，本市の特別支援教育の充実につながると考えました。

今後は，本事業での実践を他の種別の特別支援学級や通常の学級にも広げ，特別支援教育の考え方を生かした授業づくりと個に応じた支援の充実に努めていきます。

教育ソフトの試行的な導入については，今年度，アセスメントに基づく指導支援実践研究校である小学校2校で実施し，授業実践，検証を行っているところです。

教職員からは，児童の見方が変わり，新たな一面を発見できた，個々の中心課題が明確になり，授業に生かされたなどの声を聞いています。

次に，通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒の支援についてです。

学校支援員は，通常の学級において，発達障がいを含む，様々な困り感のある児童生徒に対して支援を行っています。

児童生徒の実態や在籍状況により，1校に複数配置することもあります。

ペアレントメンターの活用については，子どもの発達に不安や悩みを抱えている保護者が相談できるよう，福祉部と協議しているところです。

次に，学校ばら花壇整備についてです。

各学校は，「世界バラ会議 福山大会」をすべての児童生徒の学びの場・機会とできるよう，ばらを題材とした学習をカリキュラム・マップに位置付け，実施していきます。

その一つとして，学校ばら花壇整備，「School(スクール) Rose(ローズ) Garden(ガーデン) Project(プロジェクト)」に取り組めます。

40校程度の学校を募集し，地域等の協力も得ながら，バラ会議参加国のばらを栽培します。

3月24日を応募の締切としており，現在，小学校12校，中学校2校，義務教育学校1校の応募があります。

応募校のカリキュラム案には，「福山ばらマップ」を作成し，世界バラ会議で福山のばらをPRする，地域の方の指導を受けながら，ばらを利用したお香をつくり，世界バラ会議の開催中，公共施設に置かせてもらう，自校で育てているばらの原産国の方を招待し，おもてなしをする，世界バラ会議への参加を通して，福山の魅力を再発見し，地域課題の改善に取り組むなど，地域やバラ会議参加者と一緒に取り組めることを考えています。

各校が栽培するばらは、新年度12月から2月にかけて、植栽する予定です。

次に、地域のばら花壇整備と児童生徒との関わりについてです。

児童生徒と一緒に世話をしたり、ばら栽培への思いを聴いたりすることは、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもある「ウェルビーイング」の実現につながると考えます。

各学校が、カリキュラムを実施する中で、子どもたちが、地域やバラ会議関係者等と、積極的につながっていけるよう取り組んでまいります。

| | | | | | | | |
|----|---|-----|------|-----|--|----|-------|
| 順序 | 9 | 質問日 | 3月9日 | 会派名 | | 氏名 | 石岡 久彌 |
|----|---|-----|------|-----|--|----|-------|

| 発 言 の 要 旨 | | | | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 1 教育長答弁（小川副市長代弁）について | | | | | | | |

〔教育長答弁〕

子ども一人一人の能力や学ぶ過程が異なることを前提に、一斉・画一を求めてきた従来の学校の価値観・体制を問い直しながら、すべての子どもたちが、「学びが面白い！」と実感する「子ども主体の学び」づくりに取り組んできました。

教職員や児童生徒に実施したアンケートでは、約9割が、学びに係る項目で肯定的に回答するなど、取組の成果が、意識に現れてきています。

一方で、こうした学び方への意識や、学習意欲などの非認知能力の向上が、教科学力に十分つながっていないという課題があります。

そのような中でも、子ども一人一人の興味、関心、理解するスピード等を大切にしながら、日々の授業を中心とした教育活動に取り組むことで、非認知能力と教科学力がつながり、数値にも子どもたちの姿にも、変化が現れてきている学校が増えてきています。

この間、すべての学校の授業を、教師主導から子ども主体へと転換するために、大きく舵を切り、様々な施策に取り組んできました。

各学校は、試行錯誤しながらも、着実に、子どもを主体に学びを変革してきており、このことは、学力調査の結果にも、確実につながると考えています。

| | | | | | | | |
|----|----|-----|------|-----|--|----|-------|
| 順序 | 10 | 質問日 | 3月9日 | 会派名 | | 氏名 | 三好 剛史 |
|----|----|-----|------|-----|--|----|-------|

| | | | | | | | |
|----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 発 言 の 要 旨 | | | | | | | |
| 3 通学路の安全対策について | | | | | | | |

[教育長答弁]

通学路の安全対策についてです。

2014年度（平成26年度）から2021年度（令和3年度）までの合同点検及び緊急合同点検で抽出された対策必要箇所数は、2,255箇所、対策実施済の箇所数は、昨年12月末で、1,869箇所です。

なお、警察が実施した横断歩道・規制に係る新設・修復は、439箇所です。

対策未実施箇所は、新年度中に完了できるよう取り組んでまいります。

昨年度の緊急合同点検による対策の進捗状況は、対策が必要な308箇所のうち、対策実施済が176箇所、57.1%、着手済を含めると234箇所、76.0%となっています。

今年度の合同点検による対策必要箇所と2020年度（令和2年度）からの繰越分を合わせた490箇所のうち、ハード対策については、新年度から実施し、早期に完了するよう、関係機関等と連携してまいります。

次に、合同点検による安全対策の効果については、道路管理者、警察、地元関係団体等との連携により、ハード・ソフト両面の対策が進み、安全性の向上につながっているものと考えています。

2月9日、登校中の児童に車が接触した事故の発生を受けて、2月17日に、学校・地域など関係者による緊急の合同点検を実施しました。

対策案として、地元町内会による見守りの強化や、路面標示の設置などの意見が出されたところであり、今後、関係機関等と連携し、対策を進めてまいります。

1 史跡福山城跡整備基本計画【第2期】について

ア 目 的

「史跡福山城跡保存整備基本計画」（2018年（平成30年）策定）に基づき、史跡福山城跡の整備を進めるため、整備基本計画【第1期】（2019年度（令和元年度）～2022年度（令和4年度））の成果と課題をふまえて、整備基本計画【第2期】を策定するもの。

イ 計 画 期 間

2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）の5か年

ウ 進 捗 状 況

2022年度（令和4年度） 4月 史跡福山城跡整備検討委員会議（第1回）の開催
8月 福山城築城400年記念イベントの開催
12月 史跡福山城跡整備検討委員会議（第2回）の開催

エ 第1期計画の成果

- （ア）東坂坂路の景観向上など史跡内整備事業の完了
- （イ）石材台帳作成や発掘等の調査の実施
- （ウ）天守、月見櫓、御湯殿など史跡内建造物の復元的整備の実施
- （エ）史跡内外サイン整備、バリアフリー設備整備

オ 第2期への課題

- （ア）見学者の安全性の確保と活用の推進（排水計画等）
- （イ）重要な要素である石垣や遺構保存のための発掘調査の実施
- （ウ）歴史的建造物（伏見櫓、筋鉄御門）の防災対策
- （エ）バリアフリー設備の充実（聴覚・視覚への対応など）

カ 第2期整備計画方針（案）

第1期計画により実施した整備や活用方策の成果と課題をふまえ、史跡福山城跡の魅力を多くの人に分かりやすく伝え、安全・快適に学びを得ることができる史跡の整備・活用を行う。

議第66号

臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨回答する。

- 1 令和4年度福山市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分）

1 令和4年度福山市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分）

【歳入】 総額 1,102,647 千円

(1) 国庫支出金 369,747 千円

| 区 分 | 充当先事業 | 金額(千円) |
|----------------|------------------------|---------|
| 学校保健特別対策事業費補助金 | 小中学校等教育活動支援事業費 | 64,800 |
| 小学校耐震改修費等交付金 | 小学校校舎改修費, 施設維持改良費 | 228,523 |
| 中学校耐震改修費等交付金 | 中学校施設維持改良費, 中高校舎整備費 | 76,424 |

(2) 寄附金 2,100 千円

| 区 分 | 充当先事業 | 金額(千円) |
|----------|--------------------|--------|
| 学校教育費寄附金 | 小中学校教材教具等整備費(図書整備) | 2,100 |

(3) 市債 730,800 千円

| 区 分 | 充当先事業 | 金額(千円) |
|-------------|-------------------------|---------|
| 義務教育施設整備事業債 | 小学校校舎改修費 小中学校施設維持改良費 | 670,000 |
| 中高一貫校整備事業債 | 中高一貫校校舎整備費 | 60,800 |

【歳出】 総額 1,264,900 千円

(1) 新型コロナウイルス感染症対策(国庫補助事業/前倒し分)129,600 千円

| 区 分 | 補正の概要 | 金額(千円) |
|----------------|---------------------------------|---------|
| 小中学校等教育活動支援事業費 | 感染者等発生対応及び換気対策整備に係る校長裁量予算の追加配分等 | 129,600 |

(2) 原油価格高騰における小学校等の光熱費の補填 63,000 千円

| 区 分 | 補正の概要 | 金額(千円) |
|-----------------------|----------------------------|--------|
| 小学校管理費 施設管理費 | 小学校における原油価格高騰による光熱費の不足 | 60,000 |
| 中高一貫校費 学校管理費 施設管理費 | 福山中高等学校における原油価格高騰による光熱費の不足 | 3,000 |

(3) 学校図書^の整備 (寄附金対応) 2,100 千円

| 区 分 | 補正の概要 | 金額(千円) |
|--------------|--------------------------|--------|
| 小中学校教材教具等整備費 | 寄附金による図書 ^の 整備 | 2,100 |

(4) 国の補正予算によるもの (前倒し分) 1,070,200 千円

| 区 分 | 補正の概要 | 金額(千円) |
|------------|--------------------------|---------|
| 小学校校舎改修費 | 戸手小外構整備・夜間照明設置 | 100,000 |
| 小学校施設維持改良費 | 外壁劣化改修 10 校, 空調改修 17 校 等 | 693,200 |
| 中学校施設維持改良費 | 外壁劣化改修 4 校, 空調改修 7 校 | 208,000 |
| 中高一貫校校舎整備費 | 外壁劣化改修 (北棟校舎) | 69,000 |

【繰越明許費】 10 件 1,355,340 千円

| 費 目 | 事 業 名 | 金額(千円) |
|--------------|-------------------|---------|
| (小学校)学校管理費 | 教育活動支援事業(衛生用品等整備) | 86,850 |
| (中学校)学校管理費 | 教育活動支援事業(衛生用品等整備) | 39,150 |
| (中高一貫校)学校管理費 | 教育活動支援事業(衛生用品等整備) | 3,600 |
| (小学校)学校建設費 | 校舎整備事業 | 149,640 |
| (小学校)学校建設費 | 施設維持改良事業 | 715,200 |
| (中学校)学校建設費 | 施設維持改良事業 | 208,000 |
| (小学校)学校管理費 | 送迎用車両安全対策事業 | 3,240 |
| (中学校)学校管理費 | 送迎用車両安全対策事業 | 360 |
| (中高一貫校)学校建設費 | 校舎整備事業 | 69,000 |
| (中高一貫校)学校建設費 | 部活動施設等整備事業 | 80,300 |

議第 6 7 号

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

2023年度（令和5年度）の機構改正及び福山市研修センターの廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。

(改正要旨)

- 1 部又は課に置く職として、政策調整官を加えるもの。 (第8条関係)
- 2 学事課の分掌事務から、福山市研修センターに関するものを削るもの。 (第10条関係)

(施行期日)

2023年（令和5年）4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

福山市教育委員会事務局処務規則（昭和41年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>(<u>参与</u>、<u>政策調整官</u>、主幹、専門員、調整員及び主査)</p> <p>第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、必要があるときは、部に参与（部長同等職をいう。以下同じ。）を、部又は課に<u>政策調整官又は主幹</u>（課長同等職をいう。以下同じ。）を、課に専門員（課長補佐同等職をいう。以下同じ。））、調整員（担当次長同等職をいう。以下同じ。）又は主査を置くことができる。</p> <p>2 参与、<u>政策調整官</u>及び主幹は、上司の命を受け、特命事項を整理する。</p> <p>3～4 （略） （分掌事務）</p> <p>第10条 各部、課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> | <p>(参与_____、主幹、専門員、調整員及び主査)</p> <p>第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、必要があるときは、部に参与（部長同等職をいう。以下同じ。）を、部又は課に_____主幹（課長同等職をいう。以下同じ。）を、課に専門員（課長補佐同等職をいう。以下同じ。））、調整員（担当次長同等職をいう。以下同じ。）又は主査を置くことができる。</p> <p>2 参与_____及び主幹は、上司の命を受け、特命事項を整理する。</p> <p>3～4 （略） （分掌事務）</p> <p>第10条 各部、課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ただし、所管の明らかなでない事務があるときは、教育長が定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>学校教育部</p> <p>学事課</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>(略)</p> | <p>ただし、所管の明らかなでない事務があるときは、教育長が定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>学校教育部</p> <p>学事課</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13)</u> 福山市研修センターに関すること。</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p>(略)</p> |
|---|---|

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議第 6 8 号

福山市公民館規則及び福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の 廃止等について

福山市公民館規則及び福山市教育長に対する事務委任等に関する規則を廃止する等の規則については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

福山市公民館条例の廃止に伴い所要の改廃を行う必要がある。

(改正要旨)

- 1 福山市公民館規則の廃止
- 2 福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正
公民館に関する規定を削るもの。 (第 2 条及び第 4 条関係)

(施行期日)

2 0 2 3 年 (令和 5 年) 4 月 1 日

(補足説明)

○交流館の整備について

地域福祉の向上、地域課題の解決及び学習活動を通じた地域活動の推進を図るとともに、基本的人権の尊重を基底とした地域におけるまちづくり及び住民の交流の促進に寄与するため、地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点として、公民館、コミュニティセンター・コミュニティ館及びふれあいプラザを集約・複合化した交流館を順次整備している（7 学区で整備完了、4 学区で整備中、残り 6 8 学区で整備予定）。整備が完了するまでの間、地域には、交流館又は公民館が存在することとなり、地域住民にとってまちづくりの拠点が明確でない状況となる。持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取組において、地域住民が集い、つながり、主体的に課題解決に取り組むまちづくりの拠点としての位置づけを明確にするために、公民館、交流館、コミュニティセンター・コミュニティ館を交流館に統一するもの。

なお、ふれあいプラザでは、高齢者の保養と健康の増進を図り、あわせて地域社会の福祉の向上に寄与するため、満 6 0 歳以上の者を対象とした事業を行っており、ふれあいプラザ単館では交流館機能を満たさないことから、今回の整理では交流館とせず、今後、施設整備に合わせて交流館に集約する。

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市公民館規則及び福山市教育長に対する事務委任等に関する規則を廃止する等の規則

(福山市公民館規則の廃止)

第1条 福山市公民館規則(昭和48年教育委員会規則第14号)は、廃止する。

(福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 福山市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成29年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>(教育委員会議決事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 社会教育委員、文化財保護指導員その他附属機関の委員 _____ の任免に関すること。</p> <p>(10)～(22) (略)</p> <p>(教育長専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> | <p>(教育委員会議決事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 社会教育委員、文化財保護指導員その他附属機関の委員 _____ の任免に関すること。</p> <p>(10)～(22) (略)</p> <p>(教育長専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> |

| | |
|---------------|-------------------------|
| (1) ~ (2) (略) | (1) ~ (2) (略) |
| (3) (略) | (3) (略) |
| ア~イ (略) | ア~イ (略) |
| (削る) | ウ <u>公民館長の任免に関すること。</u> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議第69号

福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

福山市公民館条例の廃止及び2023年度（令和5年度）の機構改正に伴い所要の改正を行う必要がある。

(改正要旨)

- 1 公民館に関する規定を削るもの。
- 2 機構改正に伴い、補助執行させる職員の所属のうち、「人権・生涯学習課」を「まちづくり推進課」に変更するもの。(第2条関係)

(施行期日)

2023年（令和5年）4月1日

(補足説明)

1 交流館の整備について

地域福祉の向上、地域課題の解決及び学習活動を通じた地域活動の推進を図るとともに、基本的人権の尊重を基底とした地域におけるまちづくり及び住民の交流の促進に寄与するため、地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点として、公民館、コミュニティセンター・コミュニティ館及びふれあいプラザを集約・複合化した交流館を順次整備している（7学区で整備完了、4学区で整備中、残り68学区で整備予定）。整備が完了するまでの間、地域には、交流館又は公民館が存在することとなり、地域住民にとってまちづくりの拠点が明確でない状況となる。持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取組において、地域住民が集い、つながり、主体的に課題解決に取り組むまちづくりの拠点としての位置づけを明確にするために、公民館、交流館、コミュニティセンター・コミュニティ館を交流館に統一するもの。

なお、ふれあいプラザでは、高齢者の保養と健康の増進を図り、あわせて地域社会の福祉の向上に寄与するため、満60歳以上の者を対象とした事業を行っており、ふれあいプラザ単館では交流館機能を満たさないことから、今回の整理では交流館とせず、今後、施設整備に合わせて交流館に集約する。

2 福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について

補助執行に係る事務について、公民館の管理運営及び公民館職員に関することを

削除するとともに、機構改正に伴い、社会教育に関する企画及び総合調整等の事務を、2023年（令和5年）4月1日から、まちづくり推進課に補助執行させるもの。

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 現行 | |
|----------------|----------------|---------------------|---------------|
| (補助執行) | (補助執行) | | |
| 第2条 (略) | 第2条 (略) | | |
| 2 (略) | 2 (略) | | |
| | 補助執行に係る事務 | 補助執行に係る事務 | 補助執行させる職員 |
| 1 (1)～(2) (略) | 1 (1)～(2) (略) | 1 (1)～(2) (略) | 1 (1)～(2) (略) |
| (削る) | (削る) | (3) 公民館の管理運営に関すること。 | 推進部長及び人 |
| (削る) | (削る) | (4) 公民館職員に関すること。 | 権・生涯学習課の |
| <u>(3)</u> (略) | <u>(3)</u> (略) | <u>(5)</u> (略) | 職員 |
| <u>(4)</u> (略) | <u>(4)</u> (略) | <u>(6)</u> (略) | |
| <u>(5)</u> (略) | <u>(5)</u> (略) | <u>(7)</u> (略) | |
| <u>(6)</u> (略) | <u>(6)</u> (略) | <u>(8)</u> (略) | |

| | |
|---|--|
| <p>2 (1)～(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p>2 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 公民館の管理運営に関すること(公民館運営審議会に関するものを除く。)</p> <p>(4) 公民館職員に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> |
| <p>3 (略)</p> | <p>3 (略)</p> |
| <p>3～4 (略)</p> | <p>3～4 (略)</p> |
| <p>(補助執行事務の決裁)</p> | |
| <p>第3条 前条の場合において、職員は、福山市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成29年教育委員会規則第2号)の定めるところにより、教育委員会の会議において議決を要する事項又は教育長が専決することを要する事項に該当するものを除き、福山市教育委員会事務決裁規程(昭和41年教育委員会訓令第2号)の例により専決又は代理決裁をすることができる。_____</p> <p>_____</p> | |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議第70号

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

福山市公民館条例の廃止に伴い所要の改正を行う必要がある。

(改正要旨)

公民館に関する規定を削るもの。 (第4条, 第8条及び別表第3関係)

(施行期日)

2023年(令和5年)4月1日

(別紙)

教育委員会訓令第 号

福山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福山市教育委員会事務決裁規程（昭和41年教育委員会訓令第2号）の一部を改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>(専決の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(課長等及び中央図書館を除く図書館等の長等専決事項)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> | <p>(専決の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 公民館長</u></p> <p>(課長等及び中央図書館を除く図書館等の長等専決事項)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 公民館長は、別表第3に掲げる事項について専決することができ</u> <u>る。</u></p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 別表第1 (第8条関係) (表略) | 別表第1 (第8条関係) (表略) |
| 別表第2 (第8条関係) (表略) | 別表第2 (第8条関係) (表略) |
| (削る) | 別表第3 (第8条関係) |
| | <ol style="list-style-type: none"> 1 定例による公民館の使用許可に関すること。 2 公民館の使用料の徴収及び減免に関すること。 |

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議第71号

福山市立福山中・高等学校学則及び福山市立高等学校の授業料の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の一部改正について

福山市立福山中・高等学校学則及び福山市立高等学校の授業料の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

福山高等学校に寄宿舎を整備し、2023年(令和5年)4月1日から供用開始すること及び福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校授業料等徴収条例(昭和44年条例第4号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

1 福山市立福山中・高等学校学則の一部改正

- (1) 寄宿舎の設置及び入退舎の手続について定めるもの。(第49条関係)
- (2) 寄宿舎料の徴収、減免、徴収の猶予等について定めるもの。
(第50条～第52条関係)
- (3) 入舎料の納付について定めるもの。(第53条関係)
- (4) 既納の寄宿舎料及び入舎料の還付について定めるもの。(第54条関係)
- (5) その他規定の整理を行うもの。

2 福山市立高等学校の授業料の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の一部改正

- (1) 題名を「福山市立高等学校の授業料の減免等に関する規則」に改めるもの。
(題名)
- (2) 趣旨に「寄宿舎料の減免及び徴収の猶予」を追加するもの。(第1条関係)
- (3) 寄宿舎料の減免について定めるもの。(第2条の2及び第3条第1項関係)
- (4) 寄宿舎料の徴収の猶予を受けることができる者の要件について定めるもの。
(第4条関係)
- (5) 寄宿舎料の減免及び徴収の猶予に係る申請、決定及び取消しについて定めるもの。
(第5条、第6条及び第7条関係)
- (6) 寄宿舎料の徴収の猶予を受けている者の退学の際の納付等について定めるもの。
(第8条関係)
- (7) その他規定の整理を行うもの。

(施行期日等)

2023年(令和5年)4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立福山中・高等学校学則及び福山市立高等学校の授業料の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則

(福山市立福山中・高等学校学則の一部改正)

第1条 福山市立福山中・高等学校学則(昭和44年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第5章 福山高等学校 (第28条—第55条)</p> <p>第6章 雑則 (第56条・第57条)</p> <p><u>(寄宿舎)</u></p> <p>第49条 福山高等学校に寄宿舎を設置する。</p> <p>2 <u>寄宿舎の入舎を希望する者は、保護者及び保証人と連署した入舎願を校長に提出して、許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の許可をされた者は、寄宿舎の退舎を希望するときは、保護者と連署した退舎願を校長に提出して、許可を得なければならない。</u></p> | <p>目次</p> <p>第5章 福山高等学校 (第28条—第50条)</p> <p>第6章 雑則 (第51条・第52条)</p> <p>(新設)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>ない。</p> <p>(寄宿舎料)</p> <p>第50条 条例第2条第2号エに規定する寄宿舎料は、その生徒の在籍する月に応じて、毎月校長の定める日までに徴収する。</p> <p>2 徴収時期前に退舎し、又は徴収時期後に入舎する場合は、それぞれ退舎又は入舎のとき、その月分を徴収する。</p> <p>(寄宿舎料の減免及び徴収の猶予)</p> <p>第51条 やむを得ない事情のため寄宿舎料の支弁が困難と認められる者に対しては、別に定めるところにより、寄宿舎料の全部若しくは一部を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>(寄宿舎料未納者に対する取扱い)</p> <p>第52条 校長は、正当な理由なくして寄宿舎料を納付しない生徒に対して、その未納の期間中退舎させることができる。</p> <p>(入舎料)</p> <p>第53条 寄宿舎の入舎を許可された者は、条例第2条第2号オに規定する入舎料を納付しなければならない。</p> <p>(既納の授業料等)</p> <p>第54条 既納の授業料、入学料、入学者選抜料、寄宿舎料又は入</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(既納の授業料等)</p> |
| <p>第49条 既納の授業料、入学料又は入学者選抜料</p> | <p>第49条 既納の授業料、入学料又は入学者選抜料</p> |

| | |
|---|--|
| <p>校授業料等徴収条例（昭和44年条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定による授業料及び徴収の<u>猶予並びに入学科料の免除</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（寄宿舎料の減免）</u></p> <p>第2条の2 <u>寄宿舎料の減免を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、寄宿舎料の支弁が困難であり、かつ、教育上特に必要があると認められるものとする。</u></p> <p>（1）<u>保護者が、災害等により損害を受けた場合、傷病、失業その他の理由により収入が得られなくなった場合又は収入が著しく減じた場合</u></p> <p><u>（2）その他特別の事情がある場合</u></p> <p>（減免を行う期間）</p> <p>第3条 <u>授業料又は寄宿舎料の減免を行う期間は、__年度毎に1年を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（徴収の猶予）</p> <p>第4条 <u>授業料の徴収の猶予を受けることのできる者は、第2条第1項に掲げる者に準ずる者であつて、学費の支弁が困難であり、</u></p> | <p>校授業料等徴収条例（昭和44年条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定による授業料<u>の減免及び徴収の猶予並びに入学科料の免除</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（減免を行う期間）</p> <p>第3条 <u>授業料の減免を行う期間は、各年度毎に1年を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（徴収の猶予）</p> <p>第4条 <u>授業料の徴収の猶予を受けることのできる者は、第2条第1項に掲げる者に準ずる者であつて、学費の支弁が困難であり、</u></p> |
|---|--|

かつ、教育上特に必要ながあると認められるものとする。

2 寄宿舎料の徴収の猶予を受けることのできる者は、第2条の2に掲げる者に準ずる者であつて、学費の支弁が困難であり、かつ、教育上特に必要ながあると認められるものとする。

3 第3条の規定は、徴収の猶予を行う期間について準用する。

(申請)

第5条 授業料の減免及び徴収の猶予（以下「減免等」という。）を受けようとする者は、別記様式1による授業料減免徴収猶予（期間延長）申請書_____に、第2条第

1項に該当する者又は第4条第1項に該当する者であることを証明する書類を添え、減免等を受けようとする月の前月20日まで（各年の4月分の授業料の減免等を受けようとする場合は、当該月の20日まで）に教育委員会に提出しなければならない。ただし、第4条の2の規定により授業料の徴収を猶予する場合は、この限りでない。

2 寄宿舎料の減免等を受けようとする者は、別記様式2による寄宿舎料減免徴収猶予（期間延長）申請書に、第2条の2に該当する者又は第4条第2項に該当する者であることを証明する書類を添え、減免等を受けようとする月の前月20日まで（各年の4月

かつ、教育上特に必要ながあると認められるものとする。

(新設)

2 第3条の規定は、徴収猶予を行う期間について準用する。

(申請)

第5条 授業料の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）を受けようとする者は、別表第1による授業料減免徴収猶予（期間延長）申請書（以下「減免等申請書」という。）に、第2条第1項に該当する者又は第4条_____に該当する者であることを証明する書類を添え、減免等を受けようとする月の前月20日までに教育委員会に提出（各年の4月分授業料に係る場合は、当該月の20日までに提出）しなければならない。ただし、第4条の2の規定により授業料の徴収を猶予する場合は、この限りでない。

(新設)

分の寄宿舎料の減免等を受けようとする場合は、当該月の20日
まで）に教育委員会に提出しなければならない。

3 (略)

(決定)

第6条 教育委員会は、授業料若しくは寄宿舎料の減免等又は入学料の免除を決定したときは、必要な事項を本人に通知する。

(取消し)

第7条 授業料又は寄宿舎料の減免等を受けた者は、その減免等に係る事由が消滅したときは、別記様式3による授業料・寄宿舎料減免徴収猶予（期間延長）変更届により、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があったとき、授業料若しくは寄宿舎料の減免等の事由が消滅したと判明したとき、又は虚偽の申請に基づき授業料若しくは寄宿舎料の減免等又は入学料の免除を受けたものであると判明したときは、その減免等又は免除の処分を取り消すものとする。

(徴収の猶予を受けている者の授業料及び寄宿舎料の納付等)

第8条 授業料又は寄宿舎料の徴収の猶予を受けた者は、退学の際、徴収の猶予を受けた授業料又は寄宿舎料の全額を納付しなければならない

2 (略)

(決定)

第6条 教育委員会は、授業料の減免等又は入学料の免除を決定したときは、必要な事項を本人に通知する。

(取消し)

第7条 授業料の減免等を受けた者は、その減免等に係る事由が消滅したときは、別表第2による授業料減免徴収猶予（期間延長）変更届により、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があったとき、授業料の減免等の事由が消滅したと判明したとき、又は虚偽の申請に基づき授業料の減免等若しくは入学料の免除を受けたものであると判明したときは、その減免等又は免除の処分を取り消すものとする。

(徴収の猶予を受けている者の授業料の納付等)

第8条 授業料の徴収の猶予を受けた者は、退学の際、徴収の猶予を受けた授業料の全額を納付しなければならない

| | |
|--|---|
| <p>ならない。</p> <p>2 授業料若しくは寄宿舎料の徴収の猶予を受けている者が、その期間中において死亡したとき、又は疾病その他特別の事情により退学するときは、当該徴収の猶予を受けた授業料若しくは寄宿舎料を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、授業料及び寄宿舎料の減免等並びに入学料の免除に関して必要な事項は、教育長が定める。</p> | <p>ならない。</p> <p>2 授業料の徴収の猶予を受けている者が、その期間中において死亡したとき、又は疾病その他特別の事情により退学するときは、当該徴収の猶予を受けた授業料を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、授業料の減免等及び入学料の免除に関して必要な事項は、教育長が定める。</p> |
|--|---|

改正後

別記様式1 (第5条第1項関係)

授業料減免徴収猶予 (期間延長) 申請書

福山市教育委員会様

福山市立福山高等学校 普通科 第 学年 組

本人住所 名前 一

保護者住所 名前 一

年 月 日

次の理由により 年 月 から 年 月 分までの授業料の免除・一部免除 (期間延長) を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | | | | | |
|------|----|----|----|------|----|--------|
| 理由 | | | | | | |
| 家族状況 | 続柄 | 名前 | 年齢 | 職業 | 業 | 同居別居の別 |
| | 本人 | | | 福山高校 | 年生 | 同・別 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------------------|-----------|-------|---------|-------|---|---|
| 生活保護法適用の有無 生活・教育・医療・その他 () 受給月額 | | | | | | |
| 保護者の前年度所得及び課税額 | 総所得額 | 課税所得額 | 市 町 民 税 | | | |
| | 円 | 円 | 均 等 割 | 所 得 割 | 計 | |
| その他参考となる具体的状況 | | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 学級担任の意見 | 担任名 _____ | | | | | |

調査の結果上記のとおり相違ありません。

福山市立福山高等学校長 印

※この申請に係る書類は、福山市立福山高等学校で保管します。

現行

別記様式1

授業料減免徴収猶予 (期間延長) 申請書

福山市教育委員会様

福山市立福山高等学校 普通科 第 学年 組

本人住所 名前 印

保護者住所 名前 印

年 月 日

次の理由により 年 月 から 年 月 分までの授業料の免除・一部免除 (期間延長) を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | | | | | |
|------|----|----|----|------|----|--------|
| 理由 | | | | | | |
| 家族状況 | 続柄 | 名前 | 年齢 | 職業 | 業 | 同居別居の別 |
| | 本人 | | | 福山高校 | 年生 | 同・別 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------------------|-------------|-------|---------|-------|---|---|
| 生活保護法適用の有無 生活・教育・医療・その他 () 受給月額 | | | | | | |
| 保護者の前年度所得及び課税額 | 総所得額 | 課税所得額 | 市 町 民 税 | | | |
| | 円 | 円 | 均 等 割 | 所 得 割 | 計 | |
| その他参考となる具体的状況 | | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 学級担任の意見 | 担任名 _____ 印 | | | | | |

調査の結果上記のとおり相違ありません。

福山市立福山高等学校長 印

※この申請に係る書類は、福山市立福山高等学校で保管します。

別記様式1 (第5条第2項関係)

(新設)

寄宿舎料減免徴収猶予(期間延長)申請書

| | | | | | |
|---|---------------|----|----|---------|--------|
| 福山市教育委員会 様 | 年 | 月 | 日 | | |
| 福山市立福山高等学校 普通科 第 学年 組 | | | | | |
| 本人住所 名前 | | | | | |
| 保護者住所 名前 | | | | | |
| 次の理由により 年 月 から 年 月 分までの寄宿舎料の 免除・一部免除(期間延長)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 | | | | | |
| 理由 | | | | | |
| 家族状況 | 続柄 | 名前 | 年齢 | 職業 | 同居別居の別 |
| | 本人 | | | 福山高校 年生 | 同・別 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| その他参考となる 具体的状況 | | | | | |
| 調査の結果上記のとおり相違ありません。 | 福山市立福山高等学校長 印 | | | | |

※この申請に係る書類は、福山市立福山高等学校で保管します。

別記様式3. (第7条第1項関係)

授業料・寄宿舎料減免猶予(期間延長)変更届

福山市教育委員会様

年 月 日

福山市立福山高等学校 普通科 第 学年 組

本人住所 名前

保護者住所 名前

1. 理由 由

次の理由により、授業料・寄宿舎料の免除・一部免除・徴収猶予(期間延長)に係る事由が消滅したため、届け出ます。

2. 減免等(期間延長)事由消滅時期

年 月 日

(参考) 減免等(期間延長) 期間

年 月から 年 月まで

※この申請に係る書類は、福山市立福山高等学校で保管します。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式2

授業料 減免徴収猶予(期間延長)変更届

福山市教育委員会様

年 月 日

福山市立福山高等学校 普通科 第 学年 組

本人住所 名前

保護者住所 名前

1. 理由 由

次の理由により、授業料の免除・一部免除・徴収猶予(期間延長)に係る事由が消滅したため、お届けします。

2. 減免等(期間延長)消滅時期

年 月 日

(参考) 減免等(期間延長)承認期間

自 年 月

至 年 月

※この申請に係る書類は、福山市立福山高等学校で保管します。